

乳幼児期からの一貫した相談支援体制 ～特別支援幼児教室の取組～

人 口：196,000 人	出生数：15,000 人
保育所：47（公立 14 私立 33）	幼稚園：31（公立 27 私立 4）
小学校：34（国立 1 公立 34）	中学校：18（公立 16 私立 2）

1. 統括・調整機能

健康増進課、子育て課、教育委員会学校教育課特別支援教育室が連携し、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制をつくる。健康増進課、子育て課、教育委員会学校教育課特別支援教育室が連携し、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制をつくる。

1歳6か月健診、3歳児健診において、発達面の気になる子どもについては、保護者に「発達健康相談」を勧め、個別に対応する。発達健康相談の継続していく場合や子ども、保護者に対する支援が必要な場合は、保健福祉総合センター内にある子育て支援センターにおけるミニ療育や療育施設、保育所の一時保育や特別支援幼児教室の利用等を勧める。その場合は、保健師が中心となり、保護者の了解を得て、発達健康相談の情報提供を行う等、関係機関との連携を図る。

乳幼児期の相談事業を引き継ぎ、特別支援幼児教室及び幼稚園、保育所の就学前教育・保育における特別支援教育体制整備の充実が図られ、就学支援へつなげている。

2. 早期発見

(1) 乳幼児健診

- ・1か月児健診（個人健診：医療機関委託）
- ・4か月児健診（集団健診：保健福祉総合センター、ブックスタート事業）
- ・10か月児健診（個人健診：医療機関委託）
- ・1歳6か月児健診（集団健診：保健福祉総合センター、臨床心理士・保育士の育児相談）
- ・3歳児健診（集団健診：保健福祉総合センター、臨床心理士・保育士の育児相談）

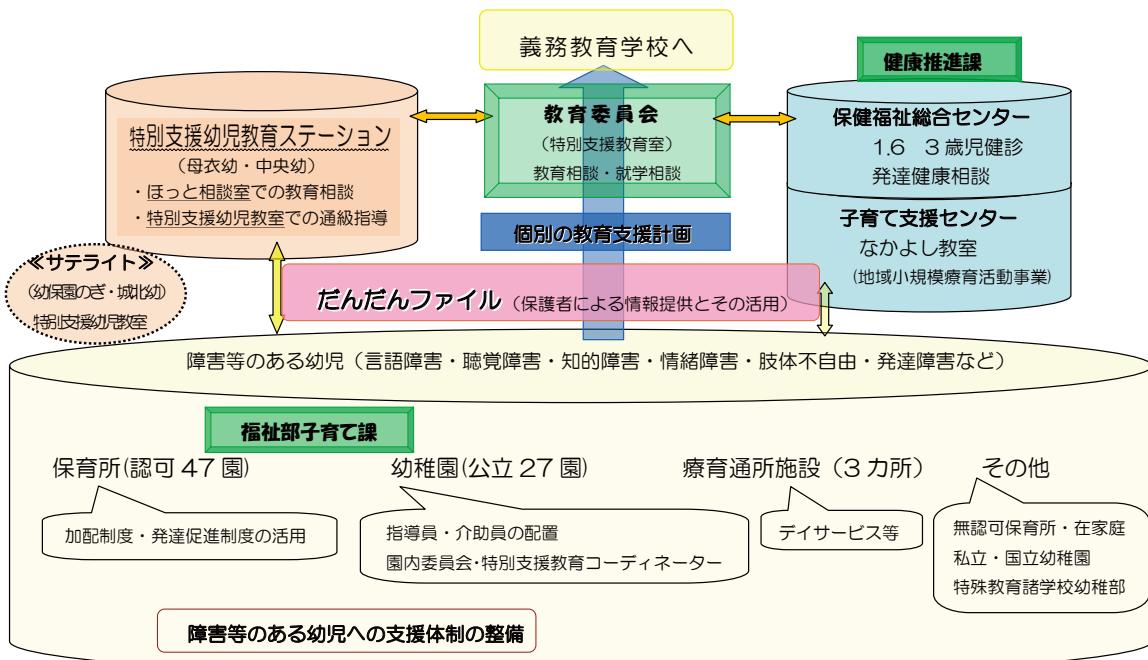
(2) 発達健康相談

全ての乳幼児の障害の早期発見、早期療育・支援を目的として、乳幼児検診の実施時期・内容の見直しを図るとともに、乳幼児健診の2次スクリーニングの場として発達健康相談が開設されている。毎月2回、小児神経専門医、心理判定員、保健師が担当する。発達健康相談の役割は、乳幼児健診の2次スクリーニングの場として発達状況を判断し適切な療育につなげるここと、家庭教育のアドバイスを行うこと、療育機関と連携し適切な発達援助を行うこと、そして各種福祉制度の情報提供や具体的な支援を行うことである。

(3) 「なかよし教室」（子育て支援センター）

乳幼児健診や発達健康相談、医療機関などから紹介された子どもや、ことばが出ない、落ち着きがない、視線が合わないなどの子どもを対象に、親子で一緒に遊ぶことを中心に様々な遊びの体験を通して生きる力を養い、子どもの発達を促すことを目的としている。専任の担当者を置き、子どもの発達や育児に対する不安や悩みの専門相談に応じている。

松江市における障害のある乳幼児への一貫した支援体制 基本構想図 (H18)



★その他連携をしている機関：島根県立教育センター・中央児童相談所・医療機関・保健所・発達障害者支援センター(出雲市)・親の会

3. 早期支援

(1) 「特別支援幼児教室」及び「ほっと相談室」

昭和 50 年から市立幼稚園に設置していた難聴・言語障害幼児学級及び情緒障害幼児学級を改め、平成 13 年に「特別支援幼児教室」をスタートさせた。特別支援幼児教室は、早期からの教育相談を行う機能（「ほっと相談室」）と通級による指導を行う機能（「幼児教室」）を持ち、個別・専門的な支援を行う場である。

「ほっと相談室」には、専任の担当者（チーフ・コーディネーター）を配置し、教育相談を実施している。いつでも、気軽に、だれでも利用できる相談の場として常設している。担当者は、具体的な支援の方法の相談や「幼児教室」の紹介をはじめ、医療や福祉、保健、特殊教育諸学校等の他機関と連絡をとり、相談者にとって必要な支援のコーディネートを行っている。

「幼児教室」は、現在 4 園に 6 教室設置しており、特別支援教育の研修を積んだ幼稚園教員が担当者として配置されている。通級による指導のシステムをとり、一週間に 1 ~ 2 時間或いは一日単位で個別に指導を行っている。「幼児教室」では、保護者や保育者のいろいろな悩みや思いを受け止めるとともに、保護者や在籍の幼稚園・保育所と連携を図りながら幼児の実態を把握し、「個別の指導計画」を作成して指導に当たっている。

○平成 18 年度「ほっと相談室」相談件数 120 件（上半期）

○平成 18 年度「幼児教室」利用者数 合計 52 名（知的 25 情緒 6 構吃 12 PDD9）

(2) 幼稚園における特別支援教育の推進

平成 15～16 年度、文部科学省の「障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」の地域指定を受け、全市立幼稚園において特別な教育的ニーズにある幼児への支援体制を考え、支援の在り方についての実践研究を行う。

①園内委員会の設置

平成 16 年度から幼稚園においても小中学校の校内委員会にあたる園内委員会を設置。役割は小中学校と同様であるが、幼稚園は教職員数が限られることから、全職員で園内委員会が組織されている。園内委員会の設置により、幼児理解や支援の情報を共有化することができ、園内での一貫した考えに基づく支援ができるようになっている。

②特別支援教育コーディネーターの位置づけ

特別支援教育コーディネーターも各園に位置づけ。園内委員会の中心的役割を持つとともに、担任や保護者を支える役割や就学先、関係機関との連絡調整など園内外の調整を行う。

③個別の指導計画の作成

支援の必要な幼児一人一人のニーズを把握し、「個別の指導計画」を作成し、計画に基づいた一貫した支援を園全体で行う。幼児の変容を捉え、発達に沿った継続的支援になるよう、園内委員会において評価を行う。

④個別の教育支援計画、個別の移行支援計画

個別の教育支援計画は、幼児の生活の主体となる機関（幼稚園等）が中心となり、幼稚園への入園の際に教育委員会の支援のもと、関係機関、保護者との連携により作成する。作成に当たっては、保護者からの作成の依頼により、生活の主体となる機関（幼稚園等）が、関係機関に作成の協力と情報提供を要請し、作成会議を開催することで進めていく。

個別の移行支援計画については、次年度就学する子どものうち特別な支援が必要な子どもについて作成を勧めている。

(3) 特別支援教育指導員・特別支援教育介助員の配置

支援が必要な幼児が在籍する幼稚園に、集団の場を活かしながら個別の支援をすることを目的として、特別支援教育指導員、介助員を配置している。配置に当たっては、保護者及び園長からの申請を受け、検討会で決定する。

特別支援教育指導員は、対象となる幼児が在籍する学級に配置され、指導員による個別の支援や担任が対象児に個別に指導する際の学級全体への対応等、担任とともに T T による指導を行う。特別支援教育介助員は、対象幼児に直接かかわり、排泄や食事、移動等の介助や安全面での配慮を行う。

4. 連携とツール

(1) 「まつえしサポートファイルだんだん」

保護者が、子どもの成長や発達の様子、相談記録、診断や検査結果などをファイリングし保管しておくもの。新たに支援を行おうとする機関において、必要に応じて、保護者に情報提供してもらうことで、適切な支援を考える上での重要な資料となる。

現在、入園や就学に関わる相談を実施した保護者や療育施設に通っている子どもの保護者が活用している。利用者からは療育から教育へ支援が途切れることなく行われ、有効な支援を重ねていくことができると報告されている。

(2) 松江市特別支援教育教育相談会の設置と教育相談の実施

障害のある児童生徒の教育相談は、教育委員会が委嘱した保育所、幼稚園、小中学校の保育士、教諭等から構成される特別支援教育教育相談会により行われる。相談員は全ての小中学校に委嘱されており、次年度に入学する児童について早めに引き継ぎ、支援体制をとるというねらいもある。対象児が在籍する保育所、幼稚園、小中学校において、行動観察、発達検査、保護者や在籍校との相談が行われる。平成17年度より特別支援教育コーディネーターにも相談員を委嘱しており、コーディネーター同士の連絡が取りやすくなり、就学や進学前から子どもの教育的ニーズや保護者の願いを把握し、就学・進学と同時に適切な教育的支援が行われるようになってきている。

(3) 就学支援専門相談員の配置

平成18年度から2校の小学校に就学支援専門相談員を1名ずつ配置し、教育相談の実施や相談に伴う心理検査を中心に相談体制の充実を図っている。

5. 子育て支援（保護者支援）

子育て支援センターにおいて、子育ての悩み相談、子どもや保護者同士の交流など仲間づくり、子育て支援の活動をしている個人、団体などの活動の支援、子育てに関する学ぶための講座の開講等、様々な子育てに関する情報の提供を行っている。

- ・交流事業（定例行事開催・あいあいのつどい・外国人親子の集い等）
- ・相談事業（電話相談・おっぱい相談・子育てなんでも相談・他の相談機関の紹介等）
- ・情報交換（通信の発行・掲示板の設置・ホームページの開設・おもちゃの貸し出し等）
- ・企画・連携（学習会・サークル支援・子育て支援ネットワーク会議・研修会の開催等）
- ・療育事業（「なかよし教室」）

6. 社会基盤の充実

(1) 内地留学制度による指導者養成

昭和49年度より、障害児教育の専門的な研修のために、幼稚園教員を半年或いは1年間の内地留学事業により島根大学等へ派遣している。これにより専門的な知識や指導方法を身につけた教員が複数の幼稚園に在職し、コーディネーターや児童教室の担当者として職務に当たり、幼稚園での特別支援教育を進めていく上で重要な役割を担っている。

(2) 特別支援学校による「五輪ネット」

市内にある5つの特別支援学校では、平成16年度よりそれぞれの専門性を活かした教育相談部を設置。これらが連携して5校連携の教育相談システム「五輪ネット」を作り、地域の特別支援教育を進めている。各校に就学前の子ども対象の親子教室、児童教室を設置している。

7. 現状の成果と課題

就学前保育・教育には早くから取り組み成果を上げてきているが、小学校就学以降の教育支援計画に基づく移行へのつながりについてはまだ十分と言えない面もある。特別支援児童教室、ほっと相談室の拡充と指導者の養成も課題である。乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備については、保健、福祉、教育等の関係機関の連携をさらに充実する必要がある。

(笹森洋樹・久保山茂樹)

健康増進課と教育委員会所管の「幼児ことばの教室」を中心とした支援

基本データ

人口：154,238人	出生数：1,269人
保育所数：33 (公19・私14)	幼稚園数：27 (公14・私13)
小学校数：35	中学校数：17

1. 統括・調整機能

健康推進課が、高い受診率と充実した内容による乳幼児健診を実施し、発達面で気になる子どもと確実に出会い、フォローを行っている。担当者間の連携によって市教育委員会所管の「幼児ことばの教室」に支援が引き継がれる。教育委員会は幼児ことばの教室を運営しつつ、地域連絡会の事務局となり、組織的な連携と一貫した支援をめざしている。

2. 早期発見

(1) 新生児訪問と乳幼児健診

・新生児訪問

母親の孤立化を防ぎ、育児不安の軽減を目的に全戸新生児訪問を目指し活動している。

・乳児健診

乳児期の健診として、1か月健診、3か月健診、7か月健診を実施している。

・1歳6か月児健診（受診率98.0%）

医療機関に委託し個別で実施している。受診は満1歳6か月から2歳までの範囲で可能である。医療機関での医師による健診であるため健康増進課の保健師は立ち会うことはないが、市独自で発達について特に詳細な問診票を策定しており、問診票を回収・入力処理することによって発達が気になる子どもともれなく出会えるようになっている。健診結果は、要精査1.9%、要観察5.5%、要治療0.0%、医療管理中1.9%、異常なし90.7%である。これは医師による健診結果であり、問診票の処理結果による要フォロー登録数は221人（17.2%）である。

・3歳児健診（受診率93.4%）

集団健診で3歳1か月時に実施している。医師と保健師との総合判定として、要精査11.9%、要観察12.0%、要治療12.0%、医療管理中4.0%、異常なし71.3%である。健診後の要フォロー登録数は145人（10.4%）である。

(2) 健診後のフォロー

周南市は平成15年合併によって地域が拡大し人口も急増した。健康増進課は限られた保健師のマンパワーを発見のみに留まらず支援につなげていきたい、とのビジョンを持ち、問診票と健診後のフォローの充実を期した。その結果、1歳6か月児健診後、問診票の内容によりきめこまやかなフォローが実施されている。まず保健師が電話で記入内容を確認する。その時点で育児不安が強いなど緊急性が高いと判断される場合はすぐに家庭訪問を実施する。それ以外の場合は言語、運動機能、対人関係の観点で評価し状態によって「1か月以内」「3か月後」「6か月後」に家庭訪問を実施する。遅くとも2歳までには何らかのフォローが行われている。その結果によって周南市健康増進課または山口県周南健康福祉センター等が実施する「発達相談会」や「発達支援学級」を紹介する。

発達支援学級は市内4か所（市3か所、県1か所）で月1回実施されている。親子で楽しく遊びながら経験の拡大や他児とのかかわりのきっかけ作りなどができるような内容を中心とし、併せて保護者からの相談に随時対応したり、外部講師とともに子どもとのかかわり方を考えたりすることができる教室である。

3. 早期支援

（1）周南市幼児ことばの教室

周南市幼児ことばの教室は、市教育委員会単独事業として市内に3か所あり、いずれも言語障害通級指導教室を設置する小学校内に設置されている。幼児指導の担当職員は市教育委員会事務局所属で幼稚園教諭等の資格を持つ5名である。満3歳から指導を開始する。教室への紹介者は健康増進課や幼稚園・保育所が多く、保護者から直接という場合もある。平成18年度の指導対象児は全市で117名であった。学年別の内訳は、3歳未満児4名、年少児23名、年中児43名及び年長児47名であった。

「ことばの教室」という名称であるが、乳幼児期にことばに関する支援が必要な子どもの中には、発達障害のある子どもも含まれている。このため幼児ことばの教室終了後の進路は必ずしも小学校の通級指導教室（言語障害）ではなく、特別支援学校や知的障害学級、情緒障害学級の場合もある。他方、通常の学級で支援を受けながら過ごすことになる子どもたちもいる。このようにして幼児ことばの教室は、まず特別支援教育の入口（窓口）となり、親子への支援をし、就学にあたってはそれぞれの子どもの状態に応じた就学先とともに考えるという機能を持っている。

幼児ことばの教室が小学校内に設置され、小学生の担当者と職員室や指導室を共有していることによって、就学先を想定しながら指導、支援が実施できるという大きな利点がある。また小学生の担当者の中には地域特別支援教育コーディネーターとして役割を持っているものがあり、就学後の支援にもあたっている。

（2）市教育委員会

上述のように単独事業として幼児ことばの教室の運営を行っている。また、平成18年度からは就学支援担当の指導主事を1名増員し就学支援の充実を図っている。

平成18・19年度に文部科学省「幼稚園における障害のある幼児の受入と指導に関する調査研究」の指定を受け、周南市幼稚園特別支援教育研究推進地域連絡会を立ち上げた。周南市教育委員会幼稚園担当が事務局を担当し、教育、母子保健、福祉の連携を図っている。

（3）山口県立周南養護学校・山口県立徳山養護学校

山口県立周南養護学校は、肢体不自由を主とする養護学校で社会福祉法人鼓ヶ浦整枝学園に隣接している。幼稚部は設置されていないが、教育相談部が地域の幼児も含めた相談支援活動を行っている。また、幼児教育相談室「わくわくルーム」を月に2、3回実施している。

山口県立徳山養護学校は、知的障害を主とする養護学校で、やはり幼稚部は設置されていないが教育相談部が地域の幼児も含めた相談支援活動（幼児については「なんでも相談」と称している）を実施している。また、月に1回「親子学級」を実施している。

以上の2校には特別支援教育コーディネーターが配置され、周南市通級指導教室担当の地域特別支援教育コーディネーターとともに、それぞれが窓口になりながらも、より適切な相談支援が行える機関を紹介するなどの連携を取り合っている。

(4) 社会福祉法人鼓ヶ浦整枝学園

鼓ヶ浦整枝学園は、肢体不自由児通園施設をはじめ、重症心身障害児施設、重心児・者通園施設、知的障害児通園施設等を運営している。施設内の「げんき教室」が母子通園療育を行い、市内幼児支援の一員として機能している。また「総合相談支援センターぱれっと」が地域の相談支援活動を行っているが、幼児については個別相談の他、幼稚園や保育園等の職員に対する支援（機関訪問、勉強会等）を行っている。

4. 連携とツール

平成18年12月時点では、個々のケースについて担当者同士が連絡を取り合うという形の個別の連携が中心である。組織だってはいないが担当者同士の連携は密に行われている。

文科省の研究指定を受けたことをきっかけに、市教育委員会が事務局となった連絡会が立ち上がり、母子保健から就学まで幼児期の支援を行う担当者が一堂に会す機会が増えてきており、今後連携が深まっていくと考えられる。

5. 子育て支援

子育て支援事業は健康推進課と児童家庭課を中心になされている。ファミリーサポート事業や保育所における一時保育、子育て交流センター・支援センター事業が展開されている。これらに関する情報に加えて、保健福祉サービスや医療機関、保育機関等の情報、乳幼児健診のスケジュールと乳幼児の発達の概要、リソースマップなどが網羅されたパンフレット「周南市子育てナビはぴはぐ（Happy Hug Hug）」が配付されている。その中には「なんでも相談窓口」という欄があり、内容毎に保健、福祉、医療、教育それぞれの相談窓口が明記されている。

6. 現状の成果と課題

単独事業である幼児ことばの教室は周南市の特別支援教育の入口など重要な機能を果たしている。幼児ことばの教室が教育委員会管轄で、小学校内に設置されていることは、就学後も含めた一貫した支援を行う上で極めて重要である。また健康増進課、養護学校、社会福祉法人、それぞれがそれぞれの専門性を活かして高度な支援を行っており、担当者間の連携も密にとれている。

今後は、お互いの役割の確認と分担をした上で組織的な連携の強化が必要だと考えられる。市教育委員会が事務局をしている連絡会がさらに機能的なものとなっていくことが強く期待される。

（久保山茂樹・笛森 洋樹）

母子保健係を起点にしたNPO法人と養護学校による支援

人口：46,794人	出生数：330人
保育所数： 11 (公・私内訳)	幼稚園数： 16 (公15・私1内訳)
小学校数： 15	中学校数： 5

1. 統括・調整機能

健康推進課母子保健係が行っている1歳6か月児健診（受診率95.9%）において、発達検査の一部を全員に実施（NPO法人が運営する発達支援センターの協力で）しており、気になる親子は、育児教室や「のびのび相談」につないでいる。さらに、保育所や幼稚園へは保健師や発達支援センターの専門家、養護学校巡回相談員が必要に応じて連携をとりながら訪問し、発達が気になる子どもたちへの保育士の日常の対応について支援している。

2. 早期発見

(1) 健康推進課母子保健係

1歳6か月児健診（受診率95.9%）では、発達支援センターの協力を得て、発達相談を全員に実施している。発達相談では、発達検査の一部と行動観察を実施しており、1歳6か月児健診における健診結果は、要指導9.7%、要経過観察42.4%、要精密8.8%である。これは、受診児の半数以上の子どもについて注目していることになる。要経過観察の内訳は、身体面での課題のある子どもが9.6%、発達支援が検討される子どもが89.7%、その他となっている。発達支援の状況としては、「のびのび相談」で33.8%、「電話・訪問」で33.1%、「3歳児健診で対応」が25.2%であり、「専門医の発達相談」4.3%、「保育所訪問」2.1%である。

3歳児健診（3歳6か月で実施、受診率93.2%）では、集団遊びを取り入れているところに特徴があり、さらに、1歳6か月児健診で注目した子どもについては、発達検査の一部を実施している。3歳児健診の結果は、要指導9.3%、要経過観察29.3%、要精密11.0%である。要経過観察の内訳は、身体面での課題のある子どもが5.6%、発達支援が検討される子どもが73.9%、尿検査・視力・聴力での経過観察が26.7%となっている。

そして発達支援の状況としては、「のびのび相談」で73.3%、「専門医の発達相談」で12.4%、「電話・訪問」で10.4%、「保育所訪問」4.7%であり、その他、育児教室等での対応もある。

「のびのび相談」は、後述する「発達支援センターよしのがわ」が協力して行っている。さらに、保育所へは保健師だけでなく、発達支援センターよしのがわの臨床心理士と共に訪問し、健診時には注目されなかった子どもについても必要があれば、保育士の相談にのったり、養護学校巡回相談員につなげている。

3. 早期支援

(1) 発達障害支援センター

「発達支援センター（児童デイサービス事業所）」は、県内4カ所に発達支援センターを持つNPO法人が運営するもので、吉野川市を含む複数の市町村の乳幼児健診での発達健診に協力、発達相談とフォローアップ教室に協力し、精密検査の実施やその後の相談、療育を行っている。原則として2歳児から就学前までの子どもに対して、週に1回あるいは2回、月に2回の割合で個別指導を

行っている。さらに必要に応じて小学校入学後の子どもの支援も行っている。現在は33名の子どもを受け入れている。

また、保健師と共に保育所への巡回相談も行っている。

(2) 市教育委員会

この地域では、ほとんどの幼稚園と小学校が併設しており、幼稚園の園長と小学校の校長は併任しているところが多い。運動会等の行事は、幼小合同で行うことが多いため、小学校では、幼稚園に在籍している時からの子どもの様子を知って受け入れることが可能である。現在、小学校在籍児童は2285名、うち特殊学級在籍児童104名、通級による指導を受けている児童21名である。通級指導教室は、鴨島小学校に設置されており、校内通級10名、他校通級11名である。

鴨島幼稚園には、「ことばの教室」が設置されており、11名の幼児が通級している。各幼稚園の4歳児全員にことばのスクリーニング検査を行い、5歳児から通級指導が開始される。週1回の個別指導が原則である。現在、園内通級幼児が4名、市内の他園からの通級幼児が7名である。この教室で、対応が難しい場合は、市内の耳鼻咽喉科医院に紹介している。通級幼児はすべて、市の就学指導委員会にあがり、小学校での対応が検討される。

保育所・幼稚園には、保健師や養護学校の巡回相談員、発達支援センターの職員が訪問し、子どもを観察すると共に、保育士・幼稚園教諭への助言を行っている。今年度は、養護学校の巡回相談員が市内の保育所全てをまわっており、保育所から養護学校の教育相談に紹介されてくるケースも増えてきている。

幼・小・中・高のコーディネーター、養護学校の巡回相談員・保健所長・保健師・学校医・幼稚園長・発達支援センター等のスタッフで特別支援連携協議会を年2回開いている。

(3) 徳島県立鴨島養護学校

徳島県立鴨島養護学校は、隣接する独立行政法人国立病院機構徳島病院に入院または通院療養を受けている児童生徒、家庭や医療機関等で訪問教育を受けている児童生徒を対象とし、小学部から高等部までの児童生徒35名、教員44名の養護学校である。地域支援に関わる校内組織としては特別支援教育課があり、月～金曜日に教育相談を行っている。3名の特別支援教育巡回相談員（特別支援教育コーディネーター）が、出張相談・電話相談・来校相談等を行い、保護者や学校教員、その他の子どもたちの教育に携わっている者をサポートしていく体制をとっている。

さらに鴨島養護学校では、徳島県の地域障害児教育センター機能充実事業をうけて、地域の障害児教育の核となるような活動をしている。具体的には「研修会による小・中学校等の教員への障害児教育の支援（LD・ADHD・高機能自閉症等の理解や指導法、病弱教育）」「検査器具・教材教具の貸し出し（WISC-III, K-ABC等）」「地域の研修会の援助（研修会の講師、助言等）」「その他障害児教育に関すること」等である。

徳島県立鴨島養護学校は吉野川市内における障害児教育に関する支援活動を積極的に行っている。今年度は、特別支援教育巡回相談員が市内の全ての保育所の巡回相談と依頼のあった小・中学校への巡回相談を実施した。就学前のADHD・高機能自閉症等の軽度発達障害児の支援については、阿波市、吉野川市で18ケースの相談があり、そのうち吉野川市の保育所・幼稚園からの相談は4ケースであった。その結果は県に報告されていて、市では把握されていない。

4. 連携とツール

保護者からの要請により、幼稚園から小学校就学の際、個別の教育支援計画の作成されたこともあるが、対象となる子ども全てに行われている訳ではない。多くの場合、幼稚園と小学校が併設し

ており、幼稚園の園長と小学校の校長は併任している。また、運動会等の学校行事も、町を挙げ、幼・小合同で行うことが多いことから、小学校就学へのつなぎとしてのツールは用意されてはいないが、就学前の子どもの様子を把握する機会は多くある。

個人情報の扱いに関しては、保護者の承諾を得ることを前提としており、健康推進課母子保健係における「のびのび相談」等での検査結果は、結果説明を行ったうえで保護者に渡し、その後療育等で関係機関にかかる際には必要に応じて保護者の判断で提示するようすすめている。

5. 子育て支援（保護者支援）

（1）保護者への周知

健康推進課では、「母子保健事業のお知らせ」というパンフレットを作成し、就学までの子どものいる家庭に配布し、各種健診や育児相談・育児教室等の案内をし、子育てについての相談の機会や場所があることを周知している。

幼稚園用・小学校用の「子どもの状況で気になっていることがあれば相談してください」というパンフレットを作成し、保護者全員に配布して、軽度発達障害の理解を図っている。

（2）子育てに関する集団活動における支援

健康推進課が実施する育児教室が、地域を分けて週1回ずつ開催されている。また、教育委員会生涯学習課が、リズム体操、絵本の読み聞かせ、季節の行事、製作遊びなどの活動を適宜行っている。

（3）発達に関する相談体制

健康推進課では「のびのび相談（教室）」として、乳幼児健診後の要経過観察の幼児と保護者に対して、臨床発達心理士等による個別の療育相談や指導を実施している。また「発達相談」として、発達専門の小児科医による診察や指導を行い、保護者に発達障害に対する理解を促すと共に、子どもにあった対応について知る機会としている。そして診察結果に応じて福祉サービスの利用をすすめたり、保育所や幼稚園との連携をとったりして、子どもの育ちを見守りながら、保護者が見通しをもって子育てができるよう支援している。

6. 現状の成果と課題

健康推進課母子保健係が行っている1歳6か月児健診において、発達検査の一部を全員に実施していることは、特筆すべきことである。この実施によって、気になる親子を大きくすくい、徐々に対象を絞っていく手段をとっている。その点で、乳幼児期の段階から子どもの成長を確認出来ることになる。

さらに、保育所へは保健師・発達支援センターの臨床心理士・養護学校巡回相談員が必要に応じて共同して訪問し、発達障害の子どもに対する保育士の日常の対応について支援している。このように乳幼児期における支援は充実しているが、就学に向けての連携システムが十分ではないように考えられる。

現在は、養護学校が母子保健や保育所（就学期間）と幼稚園や学校などの教育機関とのパイプ役を担っているように感じている。養護学校が市内の小中学校への巡回相談を行った結果は、県には報告されているが、市の教育委員会では把握されていない。このような管轄別による活動報告のあり方や市が主体となって実施する特別支援教育連携協議会における情報を共有の仕方等が今後の課題であろう。

（ 小林倫代・久保山茂樹 ）